

# 高知県教育委員会 会議録

令和3年2月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年2月9日(火) 14:00

閉会 令和3年2月9日(火) 15:32

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	高橋 慎一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼人権教育・児童生徒課長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英 (付議2・3号のみ)
〃	学校安全対策課長	大崎 和幸 (付議2号のみ)
〃	幼保支援課長	戸田 京子 (付議2号のみ)
〃	小中学校課長	武田 浩志 (付議2号から5号)
〃	高等学校課長	濱川 智明
〃	高等学校振興課長	高野 和幸 (付議2号から4号)
〃	特別支援課長	平石 勝久 (付議2号から5号)
〃	生涯学習課長	三觜 美香 (付議2号のみ)
〃	文化財課長	中平 貢正 (付議3号から5号除く)
〃	保健体育課企画監	市川なえ子 (付議2号のみ)
〃	保健体育課課長補佐	門田 美和 (付議2号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課課長補佐	清藤 祐一 (付議5号のみ)
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 2月定例委員会を開催する。
- 教育次長（総括） (提案説明)
- 教育長 付議第2号から第4号は、高知県議会2月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、付議第5号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第2号から第5号を非公開の取扱いとする。

【専決処分報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

【報告第1号 令和3年度高知県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた受検会場について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	特に体温測定はしないか。
事務局	検査当日の体温測定も検討したが、大学入学の共通テストでもそういった措置は取っておらず、もし体温が上がってしまった場合も同様の対応と考えているので、今回は体温測定を会場で行うことにはしていない。
森下委員	新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は宿泊施設で療養中の者は受検することができないことになっているが、そういった人は、B日程で受検するしかないということになるのか。
事務局	昨年度実施の入試でも、B日程に合わせて追試験を実施している。本年度もそういったことが考えられるので、A日程の追試験を実施し、またB日程についても検討している段階である。また、改めて報告させていただきたいと思っている。

教育長	<p>去年は、A日程でそういった形で受検できない人については、追試験を実施するようにした。それまでも、インフルエンザ等でそういった（受検できない）場合の対応は取っていたが、医師の診断書を添付して追試験という形だった。去年のコロナウイルス感染症の対応からは、医師の診断書がなくても申し出によりB日程で追試験を行うという救済措置を取るようになっている。</p> <p>（場合によっては）中学校の教員に受検の監督をお願いしなければならないと、県教委からの兼務辞令を出す体制を取っていたが、警戒（レベル）になったし、このまま行くと警戒レベルも下がるのではないかという状況なので、例年通り県立学校での受検とし、（教室に入る）人数を少なくして感染防止対策をしっかりとって行うことにしている。</p>
-----	---

【付議第1号 高知県文化財の指定に関する議案

（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

弥勒委員	<p>規模は違うかもしれないが、室戸のジオパークのようにすごく価値のあるものになる可能性があるということだろうか。これが天然記念物と指定されるとどういった効果が今後期待できるのだろうか。</p>
事務局	<p>まず、学術的に非常に貴重なものであるという報告を受けている。専門の先生が言うには、日本どころか世界中に報告例がないということで、非常に貴重な形状であるということである。また、場所が市道沿いという見やすいところにあるので、そういったことから皆さんに勉強していただいたり、色々なことを知っていただいたりするの非常に良い記念物ではないかと言われている。</p> <p>県の指定にすることによってどういったメリットがあるかという、あまり金銭的なメリットはないが、仮に保護する必要があるとなったときには、県の補助金を一定出せるということになる。あとは、地域の文化財として、歴史も含めてしっかり学んでもらうことで、非常に教育上の効果があるものだと考えている。</p>
弥勒委員	<p>海外とまでは言わないが、県外への観光資源になるといいと思った。</p>
教育長	<p>全体の大きさは縦横どの位のものか。</p>
事務局	<p>見えているところで、横5m、縦3m弱位である。一つのピロー（枕）が大体60～70cm程度で積み重なっている。枕と枕の間に溝があるが、これが下を向いていることが重力どおりで、隆起の段階で上下逆転したもの</p>

	<p>ではなくそのまま上がってきているということになる。これは海底火山の噴火によりできるもので、枕状溶岩は必ず海の中でできるもので、海山で形成されるため、もともとは海の下にある。それが大陸移動で移動する中でそこが外れて、その後に隆起が起きた時に地上に出てきたということである。今地震で言われている南海トラフに一度落ちて、それが上がってきている。溶岩そのものは、地層からいうと約5880万年以上前にできたものではないかと言われており、それが長い時代を経て、こういったものができているということである。日本大陸がユーラシア大陸から分離されて今の形状になったと言われていたのが、1万3,000年前という時代になる。かなり前にできたものが土地に張り付いて、隆起して地上に上がってきたということである。</p>
永野委員	これは私有地なのか。
事務局	四万十市教育委員会の所有となっている。ちょうど市道を拡幅するとき、市道は市の道路で、斜面の方は教育委員会が持ったようである。
永野委員	そういうことで保護しやすいということか。
事務局	そうである。岩（がん）の一部はすでにモルタルで覆われているが、かなりの部分がきれいに見えるようになっているので、是非ご覧いただきたい。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 令和3年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

永野委員	スクールロイヤー活用事業について、実績などは分かるか。
事務局	今年度6月より、高知弁護士会と提携して現在取り組んでいる。1月現在のスクールロイヤー活用状況については21件であり、そのうち、保護者や地域住民への対応など難しいケースなどの法律相談に関するものが10件、いじめ防止プログラム等の教職員研修、また（学校への）携帯の持込みについて気をつけなければならないことなどの教員研修が6件、さらに

	<p>いじめ予防に関する児童生徒への授業が5件となっており、活用は進んでいる。どうしても中部管内の小・中・高等学校に活用状況が集中しているので、来年度は少し予算を増やして、遠隔システムにより教育相談ができるようにしている。これにより地理的に少し遠い学校においても、教育相談をしやすい体制づくりを進めていきたい。</p>
永野委員	<p>これは国費が多少なりともあるのか。</p>
事務局	<p>それはない。県費である。</p>
永野委員	<p>ニーズがあることが分かった。</p>
事務局	<p>ニーズはある。学校からは、「相談によって安心して対応ができた。」とか、「法律的な後ろだてができて、気持ち的に楽になった。」などの声がある。</p>
平田委員	<p>資料3ページだが、「県立高等学校の1人1台タブレット端末の整備」というのは、令和2年度中に全て終わるのか、3年度にかかるのか。どのような状況か。</p>
事務局	<p>県立高等学校、特別支援学校高等部の1人1台タブレット端末の整備についてだが、予算を（議会で）認めていただいた後、手続きに入るため、今の予定では来年度の秋以降の整備という計画を立てている。どうしても全国的に集中した供給があると考えているので、少し遅くなるイメージを持っている。</p>
教育長	<p>金額的に大きいため、契約は議会の議決を得てからになる。6月議会での予定となるため、少し時間がかかる。</p>
平田委員	<p>遅くとも令和4年度からは全ての高等学校で可能ということになるか。中学校から進学してきた生徒が継続的に活用できる流れになるということか。</p>
事務局	<p>その計画である。</p>
平田委員	<p>「幡多地域等の遠隔教育のネットワークの構築」については、現在、中山間地域の学校に教育センターを配信ベースにして授業を行っているが、その地域版というイメージの捉え方でよいか。</p>
事務局	<p>こちらについては、国の方でも高知県の取組などを参考にしながら、全</p>

	<p>国的に遠隔授業を推進するための委託事業として、全国 13 ヶ所程度が国の予算案に盛り込まれている。今回高知県としてこれを活用して、幡多地域でまだ遠隔システムが未整備のところにもシステムを導入し、従来から行っている教育センターからの配信は行っていきたいと考えているが、それに加えて、例えば農業高校の農業の専門科目に関する配信や工業高校の情報、情報などの学校でもやることになるが、そうした専門科目の配信なども行っていく。あとは、国の事業のコンセプト自体が遠隔で学力保障をしながらも、地域とのネットワーク、コンソーシアムを構築しながら地域との結びつきの中で、実践的な学びをしていくということもある。そうした両面を行っていく取組として、国の方にも申請を出していきたいということである。</p> <p>テレビ等を観ていても、ゲストがその場になくても自宅などから配信してコメントなどをしている状況であるので、特に高知県の地理的な状況においては、こうした教育を一定普及させてもらいたいと思う。</p> <p>また、ハード整備の構想はうまく行っていると思うのだが、学校教育で最も大事な教員の指導力の点をどれだけできるのかとすごく心配している。ここに力を入れていただきたい。資料にあるように、研修プログラムの開発（の段階）なので、まだ1人1人の教員に行き着く前の段階だと思う。来年度どれだけの教員が研修をできるだろうか。</p> <p>それと、資料の中に「授業等においてICTを効果的に活用している割合を70%以上にする」とあるが、これはどのような分子・分母でやるのか。全教員の7割方が効果的な指導ができるということなのか。目指す姿ということなので、5年も6年も先の話ではないと思う。どのようなイメージを持っているのか分からなくて、一つの学校単位で見て70%なのか、教科ごとに70%なのか、割合が70%という根拠をどう捉えればよいのかが少し分かりづらい。何かをベースにしているとは思いますが、教員研修に力を入れて、令和3年度には、教員の何%くらいが研修に参加できるような予定で企画しているのか。</p>
<p>平田委員</p>	<p>段階的に小中学校と高等学校によって、1人1台端末の整備状況も変わってくる。小中学校でいうと、以前から何度か説明させていただいているが、まずは、授業でのスキルとして基本的な操作研修を、今年度中に1回40名程度の研修を県内で20回開催している。これで大体800人程度が補える形になる。小中学校で5、6人に1人くらいが研修を受けていることになるというのが今年度の状況である。当然1人が受けたものを学校に持ち帰ってもらい、校内での研修会などで広げていってもらうということになる。そういうことでまずは基本的な操作研修を行っている。さらに、来年度に向けては、具体的な研修プログラムを開発するとともに、実際にICTの指導者となれるような形での研修についても、特に教育センターの</p>
	<p>事務局</p>

	<p>指導主事などについて、3月にも現在（研修を）予定している。来年度は県の指導主事を中心に、様々な授業づくり講座や授業の中で活用できるような仕組みを整えているので、今年度中にしっかりと基本的な操作研修を行ったうえで、来年度に向けては、具体的な授業の中での活用事例をどんどん周知していくということを想定している。</p> <p>ICTの活用については、色々な指標があり、1人1台端末を導入するにあたって、国に対して活用計画を作って提出している。これは市町村での計画になるが、例えば、1日のどこかの時間で必ず1人1台端末を使った授業を行うといったことがある。そういった時にも、やはり素材がある方が使ってもらいやすいので、その素材として学習支援プラットフォームのオンラインドリルや授業動画などを色々用意して、具体的に使いやすい環境を整えていきたいと考えている。</p>
平田委員	<p>前に聞いたときに、核たる指導者をつくって、その人が基本となり、校内研修だとか地域ブロックで指導していくということだったが、効率的な指導者養成について研究して、各学校でタブレット端末を使って授業がうまく進んで学習効果が上がる取組をお願いしたい。</p>
町田委員	<p>学習支援プラットフォームの細かいところの開発が色々進むと思うが、教材が見られるとか、大枠の概要の構成は決まっているのか。</p>
事務局	<p>教育委員の皆様にも、今日にもデモンストレーション的に見ていただくと考えていたが、まだ少し開発が間に合わなかったもので、また機会を見てと思っている。簡単に口頭で説明すると、大きな構成としては、資料11ページにあるように、デジタルドリル教材ということで、この中に入っていけば過去に県教委が作ってきた問題集を解くことができるというものが、まず一つである。もう一つは、教材バンクとあるように、ユーチューブのような形でサムネイルを表示して、何学年のどの単元かなど検索もしやすい形での動画の教材バンクも設けようと思っている。基本的には、子どもたちが使う場ではこういった素材を想定している。</p> <p>また、今調整中で色々検討しているが、これに加えて、オーテピアとも連携して、著作権が切れて使えるようになっている電子書籍があるので、その中でもお薦めものをプラットフォームに入れて、タブレットを通して読書活動ができるようなことも考えている。教員側が使うというところでは、スタディログとあるように、どの子がどれだけの勉強をしたか、どの部分を間違えたのかなどデジタルドリルをやった記録などが見られるような機能も備えたいと考えている。</p>
町田委員	<p>あくまで教科書の補足というか、そういう学びのプラットフォームという感じなのか。地域を学ぶというようなことは関係ないか。</p>

事務局	<p>様々な動画やデジタルコンテンツの中に、将来的にはそういった余地はあると考えている。例えば、現地に行けないときに、地域の歴史や文化を学ぶような素材を入れることはできると思う。あらかじめ、最初から入っているというところまでは及ばないと思うが、将来的にはそういったものも入れられるようなものになると思っている。</p>
教育長	<p>市町村教育委員会が、それぞれ地域に関して作ったものを見て、地域の小中学校で活用することはできるのだろう。大きなプラットフォームとして、県全体の共通基盤を今作っているところだが、基本的にそれぞれの市町村、小中学校で作ってきた地域の動画やデータをこの中にに入れて、それぞれの市町村、小中学校ごと見たり活用したりする機能を持っている。それを全県で利用できれば、皆が使えるようになる。</p>
町田委員	<p>(そういった活用が進めば) すごく可能性が広がると思う。</p>
永野委員	<p>各校で開発した教材もその中に入れることができるようになるということか。</p>
教育長	<p>そうである。いい教材を先生方が互いに共同利用していただいて、働き方改革にもつなげてもらいたいし、そのことによって一定レベルの教材が使えるようになるので、全県で授業の質の均一化も担保できていくのではないだろうか。そういった共有意識の向上と先生方の働き方改革の点で、教材準備のための努力を皆さんで共同化してもらうことによって、働き方改革にもつながっていくのではないかと考えている。</p>
町田委員	<p>良い使い方をすれば、学習の差が逆につきづらい状況になると思う。地域の学びがもっと生かせそうな気がする。</p>
弥勒委員	<p>ICT活用指導力の向上について資料3ページの説明があり、「ICT活用指導力の向上に向けた研修プログラムの開発」や「諸手当・年末調整システムの導入など、デジタル化による業務の効率化」など、目的は色々と違うのだが、どちらもシステムに関わる話ではないかと思う。今、一般的に言われているが、各自治体がそれぞれシステムを導入しているのが現状だと思うので、それを統合することによって結果的に効率良く素早く全ての自治体にICT、あるいはデジタル化の恩恵を行き渡らせることができるということを国が今やろうとしていることで、正しい道だと思うのだが、先ほどの話に出たタブレットのソフトなども結局学習指導要領に沿った内容、つまり教科書のデジタル版が基本にあって、なおかつその地域ごとのカスタマイズということなので、地域がやらなければならないのは、カ</p>



<p>事務局</p>	<p>スタマイズの部分だけでいいのかではないか。基本的に全国共通のものは文部科学省が一括して開発して供給すれば済む話ではないかと思う。この研修プログラムの開発とデジタル化による業務の効率化のシステム導入がそういう形になっているのかどうか。まずその辺りを聞きたい。</p> <p>まず大きなところで、国と各市町村、都道府県の分担でいうと、デジタル教科書など必ず子どもたちが使う基盤となるもの、特にデジタル教科書に関しては、全国的なものが国の方針で整えられつつある状況である。もう一つ、それに付随する問題集や民間企業も含めて出しているドリル等については、今の国の方針は、国が直接作るのではなく、相互の互換性が担保できるような「学習指導要領のこの単元はこのコード」というようにコード化している。どの企業なり自治体で作るときには、コード化して相互の互換が担保できるようなところを出すというのが国の分担部分である。さらに全国の問題を登録できるようなバンクの構築も検討は進んでいるようだが、それを待っているのは来年度に間に合わなかったため、今回「学習支援プラットフォーム」という形で高知県版のものを作ったということが、これまでの状況である。当然、高知県版を作ってから、全国でできるものを今後国で作ることになれば、そこも統合していけるように見据えているところである。研修プログラムなどの動きに関しては、全体のものも見据えながら、県としてやるべき部分の位置付けは考えていきたい。</p> <p>また、弥勒委員の言われるように、システムの整備に関しては、高知県では、学校の先生方の1人1台パソコンの中で、様々な校務情報である出席、成績などあらゆる情報について扱う校務支援システムを導入しているが、全国的にも先がけて、市町村ごとに違うシステムを入れるのではなく、県と市町村が全て同じシステムを導入して共同調達を実現している。それにより、子どもの転校や教員の人事異動があった場合にも同じシステムで県内を統一的に活用できるようなシステムが整っている。そうした様々な成功事例があるので、今後も県と市町村が共同で同じものを導入してやっていく姿勢は整っている。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>研修プログラムの開発だが、プログラムを開発すると同時に、私が知る限りでは、先生方は非常に忙しくて疲弊しているというイメージを持っており、せっかくプログラムを用意しても実際にそれをきちんと受講できないことだと不十分な気もする。例えば、医療現場でいうと、医者や看護師でなければできない仕事だけに集中してもらうために、それを補助するような役割の人を補充することが行われていると思う。教育現場でもそういう動きはあると思うが、私は（教育の）素人で勝手なことを言わせてもらうと、重なって開発するというような経費を削減して、補助してくれる人を雇用することの方が先生にとってはもしかするとありがたいのではという気もする。</p>

事務局	<p>もう一点だが、高知国際中学校の夜間学級が4月に開校するとあるが、素晴らしい取組だと思う。今、世の中でキーワード的に言われているのが、「デジタル化」と「グローバル化」ではないだろうか。つまり教育現場での先生方にとっての新たな課題は、「デジタル化」を教えるということと英語教育ができる教員の育成という2つのことがイメージとして何となく頭の中にある。そういう視点がこの予算のポイントの中に英語教育がないのではというのが率直な感想である。</p> <p>まず外部人材の活用については17ページをご覧いただきたい。委員のご指摘のとおり、学校の働き方改革を進めるにあたって、教員でないとできない仕事以外は他の人に任せるとすることは正にその通りだと思っている。(3)にあるように、「専門スタッフ・外部人材の活用」ということで、コピーや色々なことを頼めるスクール・サポート・スタッフや、部活動指導に関しても、地域の人材によりそこを任せるといような外部専門スタッフの活用については拡充を図っている。ご指摘のとおり、教員が業務に専念できるような環境を作っていくと考えている。</p> <p>英語教育については、全体としては「チーム学校の推進」に入るが、具体的な部分では5ページをご覧いただきたい。全体としては、小学校で英語がしっかりと位置付けられており、(英語教育を) どんどん進めていく時代に当然なっている。(資料の) 右下に「英語教育強化プロジェクト」ということで、予算をしっかりと確保して重点的に強化していくこととしている。ボリュームの関係もあり、全体の概要には記載していないが、こうした形で英語教育については、特に本県では英語教育が全国平均と比べて課題があるので、しっかりと取り組むための予算を計上している。</p>
教育長	<p>ICT化のところでは、先ほど校務支援システムの話があったが、先生方の働き方改革ということで、システムを入れることで、先生方が記帳したり入力したりするような時間が年間100時間から200時間くらいの軽減が図られているという他県の実績もある。なかなか県内で一斉にという訳にはいかないこともあって、県内すべてに(システムを) 入れるために県全体で連携して導入し、どこに転勤しても同じシステムが使えるという状況になってきた。それも働き方改革でいうと年間100時間から200時間くらいの軽減ができるものについて、安価に県内すべてで同じ状況で整備できた。全国では高知県だけでという形で進めている。</p> <p>年末調整システムについても、現在は、4,500人いる小中学校の先生方の毎年の年末調整を各学校の事務職員が手書きで作業しており、それをもう一度県庁でデータを電子入力するという大変な作業をしている。そうした状況の中で、これまでの費用対効果、どれだけの業務軽減を図ることができるかということを考え、県の年末調整システムをそのまま使って、学校で教員が自ら入力することで処理ができるというような仕組みにした。</p>

	<p>これは、非常に教職員の業務の軽減につながる形で、なおかつ今回は県庁と連携して全く同じシステムを導入したので開発経費も要らず、ハードを置いて出来上がりという形となった。ICT化についても、その先に全国との連携はあるが、全国と連携する際には、国に音頭を取ってもらって校務支援システムの統一ということになるので、その前段のデータ変換できるまで県でやっている。全国で同じシステムでできるようになれば、データ変換を一括して作れば、あとはシステムにのって同じようにできるだろう。県全体ではそういう取組ができていますので、そういった効率性を考えたうえでのICTを進めており、こうした取組は全国的にも（高知県は）非常に進んでいると思っている。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>年間 100 時間、200 時間というのはすごい。</p>
<p>教育長</p>	<p>課長等が見学にも行ったが、大阪市で大体 200 時間くらいの業務改善につながっているということである。なかなか小さい市町村で（システムを）入れるとすごく高額になるので、全県で一斉に入れて小さい市町村でも非常に負担の少ないものとして整備ができています。その辺りは効果的に行くのではないかと考えているし、（各市町村には）使ってもらおうようお願いしているところである。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>他の県が使ってくれたら、そのロイヤリティが入ればいいのではと思った。そうなれば開発費用が回収できる。県の間でそんなことはないとは思いますが。</p>
<p>教育長</p>	<p>今回の校務支援システムは、結果的に高等学校で使っているものと同じものを導入したので、県がどこかに売ることができないが、小・中・高で同じデータを利用できる形になった。今後、ソフト的な、法律的な整備はしていかなければならないが、小・中・高で生徒指導や教科のデータ連携ができるようになったので、そこは非常に大きい。</p> <p>学習支援プラットフォームの方は、我々が中心に開発しているので、全国的にないところである。各小中学校で端末を導入したが、来年度から実際に使えるのかというと、現実的には、なかなか難しくなるので、それを十分に使ってもらうためのポータルサイトを基盤として作って、各学校で先生方も学校も日常的にタブレットを使用してもらおうということである。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>先生が土日忙殺されているという話はよく聞く。先ほどの教員の負担を減らすという意味でブレインストーミング的に考えれば、例えば、引退した人の時間と能力を活用して、授業のサポートは難しいかもしれないが、部活動のサポートや監督ではなくても助監督みたいな形にすることもできるのではないかと。一番疲弊しているボトルネックの部分は教員のところに</p>

事務局	<p>あるのではないかと思いますので、そうであれば全部に資源を集中させるということは正しいやり方なのではないかと思う。よってたかってサポートするのはよいのではないだろうか。</p> <p>現在、退職者の活用については、余すところなく協力していただいているところである。</p>
教育長	<p>部活動の指導員や放課後の学習支援員、色々な正規の県の再任用の教員など、教員の方々にやってもらえるような仕事を常勤、非常勤含めて一覧にして去年度から配って、たくさんの方で（退職教員の）皆さんに活躍の場があるので、是非どこかに協力してもらいたいと教員OBの方に広くお願いする取組をしている。</p>
弥勒委員	<p>私が思ったのは、教員だけでなく民間も含めたOBということである。もう少し幅を広げると、候補者も結構見つかって、喜んでやる人もいるのではないかと思った。</p>
教育長	<p>弥勒委員の言われている先生の業務の軽減に関しては、一覧でまとめたものを作成中なので、次回の教育委員会検討会で、人材の面から各学校の取組まで含めてご覧いただけるように調整しておく。</p> <p>来年度の予算案においては、小学6年生の少人数学級と高等学校の1人1台タブレット端末の整備の2つが大きく、話題性がある。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第2号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第3号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見  
聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	<p>これはいわゆる民間でいう残業手当に相当するものだろうか。</p>
事務局	<p>勤務の特殊性に応じて、手当を支給することになっている。元々教育職員には残業手当は発生しない。夜間学級で様々な生徒に対応するという特殊性に応じたものである。</p>
教育長	<p>通常の昼間（勤務）の教員と同じ給料なのだが、それと比べて特殊性、</p>

	<p>困難性が高いので、夜間中学に勤務することに対して、通常の給料に加えてそれに見合うような手当を支給するということである。授業の内容、管理の内容が昼間の学校に比べると、説明にあったように、国籍の違う方もいたり、学力も小学校（の内容）から指導したりと、色々な面で幅広く対応していくということで、先生方にとって困難性が高いので、そういった面を給料にプラスして特別な勤務手当として支給するということである。</p>
弥勒委員	<p>残業という概念ではないということか。</p>
事務局	<p>そうである。13時から21時30分までの勤務ということもあるので、その間の職務に対する特別な手当となる。</p>
弥勒委員	<p>民間でいうと夜間シフトで勤務してもらう人のための手当ということだろうか。</p>
教育長	<p>22時を越えると夜間の割増しのような形になるが、夜間ということに加え、教員としての仕事の特殊性があるので、その分を（手当で）みるということである。</p>
弥勒委員	<p>民間の場合は労働基準法で査察などを受けながら管理されている。それは労働者を守るためのもので、同じことが教員にもついても言えるので、そういった残業管理や残業手当がないというのは、不勉強ではあるが、正直に言って違和感がある。そのようなものなのだろうか。</p>
事務局	<p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」という法律があり、時間外手当、休日勤務手当を支給しない代わりに、給与月額4%分を教職調整額として支払うことになっているので、教育職員については、時間外手当は支給されていない。</p>
弥勒委員	<p>今の4%ということをお聞きして、民間の場合は「みなし勤務」というものが広まりつつあって、恐らく4%という割合ではなく10%かもう少し高い割合を一律「みなし残業手当」という形で上乗せするということが、一部の企業では始まっているのではないかと思う。教職員の給与に関する特別措置法でそのように決められているということなのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>これは昭和46年くらいの相当古い法律なので、一定4%ということについての議論は文部科学省でも行われている。その前に長時間学校に残らないようにということで「働き方改革」という形でやっけていこうとしている。</p>

<p>弥勒委員</p>	<p>そんな中、昨年度国の法律が改正され、県でも、教員も民間と同じように年間 360 時間、月 45 時間を超えないということを 4 月に条例で定めて、その中に収まるように取組を進めている状況である。</p> <p>よく顧客満足（CS）を高めるためには、従業員満足（ES）を高めることがまず大事だということを聞くが、それはすごく正しいことだと思う。それで言うと、お客さまは生徒や保護者だという気がするが、その人達への価値を高めるためには、教職員の満足度というか教職員が生き生きと幸せにならないと、生徒も幸せになってくれるような教育サービスを提供できないのではないかとこの気もするので、何十年も前に作られた古い制度が現代にそぐわないのであれば改めるべきなのではないかと、教育委員会で話すことでもないかもしれないが、すごく違和感がある。</p>
<p>教育長</p>	<p>難しいところが、イメージの中で、教員の時間外勤務は我々が思っている時間外勤務のような辛い、重い、暗いといったものだけではなく、自らやりたくて、生徒のために喜んでやっている部分もある。一般的なサラリーマンのように、夜遅くまでやるのをやめたいと思う者も当然いるが、部活動が好きな先生は、部活動を 1 日中でもやりたい。それを土日でそれぞれ 10 時間、4 週やるとそれだけで月 80 時間という活動になる。それを止めるとなると、実は CS が下がっていくことになる。先生方は子どもたちのためにと思っている部分があり、教材研究や授業づくり、それから部活動と、やりたくて時間外が増えていくということが半分ある。そこを一律的に全て時間外（手当）でとなると、なかなか難しさがあり進んでいない。一般企業であるようにしんどくてたまらないというような状況であれば、もう少し早く話が進んでいたのではないだろうかと感じる。</p>
<p>弥勒委員</p>	<p>教育長の言われることはよく分かる。随分前に青色 LED を発明した中村修二氏が言っていたが、寝る時間を惜しんで、夜は実験装置を改造して翌日実験して、それを繰り返してやることで、青色発光ダイオードを発明できたということを言っていた。正にそれは好きでやっている訳なので、そういう人にとっては全く何も苦にならないだろうと思う。心の持ちようで全く違って来る。見かけ上ブラック企業に見えるところが、実はすごく高い価値で従業員が生き生きと働いているという会社もあると聞いているし、教育長が言うように教員全員に当てはまるのであれば、極論を言えば何の心配もないのだろう。きちんと人間ドックなどを受けてもらってればいいのではとも思うが、疲弊感を持ってやらされているという人がいるのであれば、人によっては、どんどん働いてもらえばよいが、そうではない人については、そういう業務の状況を改善することも一方では必要ではないかと思う。</p>

教育長	みんながそういう状況ではないので、まさしくそういうことに取り組んでいる。時間外勤務命令も一般的な県職員であれば、仕事をやめさせて帰らせることもできるが、教員の場合は時間外概念がないこともあり、なかなか帰らせるということができない部分もある。そういったこともあり、去年、一昨年（時間外が）80時間、100時間越えの教員がいたのを、やはり45時間までに収めようと色々な形で減らしてきているところである。先ほど言ったように、3年間取り組んできて大分まとまってきたので、次回高知県の取組ということでお示ししたい。最終的には人の問題になってくるので、現状として進めていきたい「働き方改革」が難しいところがある。
弥勒委員	労働基準法の対象にはならないのか。
教育長	それには直接はかかっていない。
事務局	地方公務員は地方公務員法で労基法の適用から除外されている。さらにその中でも教育公務員（教員）に関しては、先ほどの給特法等によって、一般公務員とも違う特殊性を踏まえた制度設計になっているので、元々が複雑でかなり混み入った成り立ちになっている。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する  
条例議案に係る意見聴取に関する議案 (高等学校振興課)】

○高等学校振興課長 説明

○質疑

【非公開】

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

※付議第2号から第4号は、会議事は非公開としていたが、2月議会開会により非公開理由がなくなったため、公表することとする。

【付議第5号 公文書非開示決定取消請求事件の判決対応に関する議案

(小中学校課・高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第5号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

専決処分報告第1号

原案どおり承認

付議第1号から第5号

原案どおり議決